慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フィズィオクラートの学説の出所
Sub Title	
Author	瀧本, 誠一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.8 (1926. 8) ,p.957(39)- 999(81)
JaLC DOI	10.14991/001.19260801-0039
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260801-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

革命遂行を期すべき勞農政府は、事實上反革命政治家の着手したる事業を繼續しつゝある。茲に其の特殊の困難が存する。

註　勞農露西亞の法律は、無論明文上土地が國の所有に屬することを規定して居る（土地法第一第二第二七條、民法第二一、第五三條參照）。然し土地に對する最高所有權が國家に屬するといふことは、程度とそ異なれ、他の諸國に於ても認められてゐる所で、英國に於てすら所有地の全然任意の利用は、幾多の土地法が示す通り、許されては居らぬ。たゞ土地用益の自由に至つては今日露西亞に於て實質上革命前よりもよく承認保障せられてゐる。（Diehl, 125）

附記　右の一篇は、去る五月十八日理財學會春季大會に於ける講演草稿に加筆したものである。

フィズィオクラートの學說の出所

瀧本誠一

フィズィオクラートの學說は今日の經濟學者間には、單に歷史的の價値を認めらるゝだけのことであつて、現在の學說上左まで重大の地位を占むるものにあらざることは勿論なれども、此の一派の學說が曾てアダム・スミスを通し斯學の發達に多大の貢獻を爲したることは蔽ふ可らざる事實である、故に或る一部の學者、就中佛國の學者等が古典學派の經濟學は此の一派の學說に淵源するものなりと云つて居るのは、必ずしも誇張の言にあらざるべしと思はる。

余の見る所ではフィズィオクラートの學說中主要の點として、特に注目に値ひすることは、大略左の六項である、

（一）自然法を信奉し、自然の秩序と云ふことを重したること、

（二）敎育を重大視し、放任主義を高調したること、

(三)專ら農學を主とし、農業を尊重したること、

(四)學問を綜合的に觀察したること、

(五)個人の利害と國家の利害と調和すべしと思惟したること、

(六)社會思想を發揮したること、

以上の六項がケネーを中心とするフィズィオクラートの思想の特徵であるが、既に歐米諸學者の云へるが如く、彼等は其の前代に榮へたるマーカンティリストの如く、各自銘々に勝手の意見を唱へたるものにあらず、殆んど皆ケネーを首領として儼然たる一つの學派を形成して居つたのであるから、余は本論文に於ては專らケネーの所說に付いて論評を試みんとするのである。

今茲に列擧したる六項の根本思想は、何れも最も重要の論題であつて、孰れを主とし孰れを從とすべきか、孰れを重しとし、孰れを輕しとすべきか、之を此に較量することは出來ないのであるが、普通には前半の三項即ち(一)(二)(三)の學說が、ケネーの一派の主張として、最も顯著に知らるゝ所なれば、余は先づ此三點に付き、ケネーの思想の基く所を明かにし、後日機會あらば更らに進んで其の後半の(四)(五)(六)に及ばんと欲するのである、而して余が此の六項の根本思想に對する研究の結果は從來歐米の經濟學者が、ケネーの學說の出所に關し、區々の意見を唱へて居つたのを、一切悉く否認して、其の出所は意外にも、明確に支那學說に外ならざりしことを立證し得たりと信ずるのである、依つて以下本論文を三段に分けて、其の概路を示し、以て讀者の批判を待つこと左の如し。

(1)自然法

ケネーは一七六五年九月 Jounal de l'agriculture, du commerce et des finance (農商業及財政雜誌)へ自然權と題する一論文を掲げ、自然法 (lois naturelles) の事に論及して大要左の如き說を述ぶ、

人類が自然權を享受することに付き大なる不平等の存することは自然の諸法則 (lois de la nature) の結合の結果止むことを得ず發生するものである、人類は宇宙の組織に就て天帝の意匠を窺知すること能はざれば隨て又之を維持するが爲めに設けられた不易なる諸法則 (Règles immuables) の目的も亦悉く之を窺知することは、出來ないのである、然れども今吾人にして細心の注意を以て觀察する

ときは少なくとも左の事に氣付くならん、即ち物理的害惡の物理的原因は同時に他方に於て物理的善福の原因となつて居ることである、例へば旅人にとりて害惡となる降雨は他方土地を肥沃ならしむる原因となつて居るが如し、然れども吾人にして充分に計量することが出來るならば、此等の原因は害惡よりも善福を生ずることがより多いこと、及その目的とする所は却て善福を與ふるに在りたること、尙又それが害惡を生ずることあつても、そは其の善福を與ふるが爲めの手續上不得已の結果に外ならざることに氣付くならん。是の故に人類に關する自然的秩序の中に於て、物理的原因は只だ善福を齎らすのみならず、同時に害惡をも生ずることあれば、吾人は之に依つて遵守するの義務を負はさるゝことなく、只だ吾人の熟慮に因り豫知し得らるべき害惡を出來るだけ避くべきことを敎へられて居るのである。

斯くの如くなるが故に善福を齎さんが爲めに設けられた物理的法則の秩序に違背することよりして、當然來るべき正當にして、而かも免かる可らざる害惡を物理的法則そのものゝ罪に歸することを爲さゞる樣にせねばならない、若し一國の政府にして農業の成功に至るべき自然法を行はずして、爲めに食糧缺乏し、人口減少して、不幸者增加したりとせんに、吾人は其の罪を農業そのものに歸してはならない、蓋し自然法に違背すると云ふことが、人類を苦しめて居る物理的害惡の原因中、最も多數にして、而かも最も普通のものである。而して富者は之を避くる手段を多く有するに拘はらず、屢〻野心私欲若くは佚樂の爲めに、招かずとすむべき害惡を招くのである。此に於て吾人は物理的害惡と道德的害惡との原因として、如上物理的原因以外に他の一原因あることに想到するであらう、そは他にあらず人類が自己の自由を惡用することである、……人類が自分の身體を害し、自分の健康を損じ、その財產を散じ、その家族を困ましむるが如きは自由を惡用するに依るものにして、固より他を咎むべきにあらざるも、尙天帝に向つて、自由を與ふべく哀訴するは、自家撞着の甚だしきものであると云はねばならぬ。

物理的善惡と道德的善惡とは共に自然法の中に其の起原を有するものなることは明かである、一切の物は不易の本質と、其の本質に離る可らざる特質を有し

て居るのである。自然法ならざる他の法則も亦各〻其の本質的特質を有して居るも、そは恐らくは造物主が萬物を完全ならしむるが爲めに設定したる法則と相距る遠きものであらう、唯た造物主の法則のみが造物主の目的と秩序とに適合し、宇宙大經綸の中に在りて正義にして完全なるものである、造物主は此等の法則の創造者にして、その上に立ちて之を支配するものである、此の法則の目的は善と福とを持ち來すに存し、總てのものは造物主の設定したる此の法則に信賴して居るのである、凡そ人類は皆理智を以て賦與せらるゝが故に、此の法則を熟慮し、之に違背することなき樣、又出來る限り之れによつて利益を受くる樣にすることが其の特權である。（以上第三章）

時間と場所との秩序を認識し、航海を錯らず、通商を保全する爲めには、天體運行の法則を正確に觀察し、測量を差へないようにせねばならないのであるが、それと同じ事で社會を構成して居る人類の自然權の範圍を認識するには、最上の政府を構成する自然法を離れずに之を遵守するの必要がある、人類の服從せねばならぬ政府は社會を構成する人類にとりて最も有利なる自然秩序（l'ordre naturel）と人爲的秩序（l'ordre positif）との內に成立するのである。故に社會を構成する人類は自然法と實定法（lois positives）とに服從しなければならないのである。

自然法は或は物理的であり、又道德的である。茲に物理法と云ふは人類にとりて明かに最も有利なる自然秩序中總ての物理的運行の規則正しき道筋を意味し、

又道德法と云ふは人類にとりて明かに最も有利なる物理的秩序に適合する人間の總ての道德的行爲の規則を意味するのである。

此の二つの法の合一したものが、人の稱して自然法と云ふものを形成するのである。

一切の人類と其の權力とは天帝の定めたる此の法に支配されねばならないのである、此の法は不易にして、明確疑ふ可らざるものであつて、法中に於ける最上の法である、故に其の結果として、最も完全なる政府の基礎は一切の實定法の根本規則たる此の法に據つて支持されねばならないのである云々（以上第五章）

ケネーの自然法の觀念は大略前述の如くなるも、其の說甚だ茫漠として明かな

らず、殊に彼が主張の主眼なる物理法と道德法との關係に就ては、彼は特に重きを爲して、反覆說明し居るに拘らず、此の關係の論理的手續等彼の言葉の上に於ては何となくはつきりとせざる所あるも、其の實彼の斷定は極めて簡單であつて、それは曾てウヰリヤム・ヒユウウェル（W. Whewell）が「有象界の創造者は無象界の治者である、有象界と無象界とは全く沒交涉の樣なれども、結局の歸着點は同一である、引力、親和力、同和力等に依て、有象界を支配する者（天帝）が又人間の行爲行動を支配するのであつて、それは責任の感覺、正邪の觀念、幸福の希望等に依つて支配さるゝのである云々（ボーンス科學文庫本 Bridgewater treatises chap I. 參照）と云へると同一主旨であつて、ケネーの一派は皆この樣の思想を有し（ヒユウウェルは十九世紀初代の有名なる科學哲學者にしてフヒスイオクラートの學派にあらず）物理法と道德法とは、結局一致合體して、全き一つの法則即ち所謂る自然法を形成して居るものと考へたのである。

一體自然法の觀念は太古より傳來の學說であつて、羅馬のストイック派、中世紀のスコラスチック派及十七世紀に於ける倫理哲學者就中グロチュース、プフェンドルフ、ブ

ドカー、及ロック等に至つて最も盛に唱道せられたるものであつて、ケネー時代の學者の頭には殆んど共通の觀念であつたのである、メートランド教授は「自由及平等の史的概觀」と題する論文に於て Jus Naturae の思想は羅馬の Jus Gentium に基き、後者が後日ストイック哲學と接觸するに及んで始めて現はれ出たるものなりと云つて居る（Collected papers 第一卷二三頁）が、其の說の當否は兎も角も、自然法の觀念が歐洲に古き傳來の舊思想であつたことは蔽ふ可らざる事實である。然れどもケネーの自然法は物理法と道德法との合致を高調するの點に於て傳來の舊說とは、大に其の趣を異にし、又此の自然法の適用に於ても全然異なる所あるが故に、諸學者の之に對する批評は區々にして更らに歸着する所なく、例へばクリッフ・レスリーは神權に基きたる羅馬の法理より佛國法家の手を通じてフイズイオクラートに傳はりたるものなりと云ひ（論集三〇頁）インングラムは羅馬法の學者を介して遠く希臘の學說より由來したるものなりとし（一九一五年版學史五九頁）又ボナーはグロチウス及ロックに淵源したる思想なりと云ひ（哲學及經濟學一三九頁）又マカロック及マクロウド等は嶄新奇拔の意見なりとして、大に之を稱贊し居るも、余の見る所では

如上の諸說は何れも根據なき憶說であつて、ケネトの自然法の思想は、彼の他の意見と同じく、主として支那太古の學說に淵源するものなることは殆んど疑を容るゝの餘地なきが如し。即ちその事は彼が支那の崇拜者として、同國の制度を稱揚したる記事の證明する所である。

ケネーは「農商業及財政雜誌」に自然權に關する論文を掲げたるより二年の後即ち一七六七年の三月乃至六月に渉る Ephémérides 紙上へ「支那の專制政治」と題する叙事的の論文（約一〇〇頁）を掲げて、支那の政治經濟上に於ける根本主義を非常に激賞したのであるが、彼は此の論文の第八章に至り「以上余は科學と自然法とに基きて支那大帝國の政治及道德の根本法を說明したのである、是迄の記述は旅行家及歷史家の談を文字通り其儘紹介したのであるが、此等の物語は大部分彼等が自ら彼の國に赴きて調査若くは目擊した事實談を筆記したものであつて、其の執筆者の見識に於ても、又其の談柄が互に吻合して居る點に於ても、全く信用するに足るものである、今此の精確なる事實を基礎として、此の最後の第八章に於て結論を爲さんと欲するのであるが、此の結論は總ての國家に對して模範とするに足る支那大帝國の敎理を組織的に述べたものである」と前提して、其の第一節には「總ての社會の根本法は人類にとり最も有利なる自然秩序の法であるが、此の法は物理的若くは道德的である」と云つて、前記自然權の論文中にある自然法を組織する二つの要素（物理法と道德法）を繰返へして說明し、且つ「此等の法は自然の創造者たる神が永久に渉つて定め給へるものにして、人類は之に基き結合して社會を形成し、其の生存に必要なる財貨を絕へず生產し又分配することが出來るのである」と云ひ、又「國家の根本たる自然法を遵守する爲めには社會の設立したる保護權力は一切之を放棄して、其の自然に適合する實定法を制定し、それに順つて政治を爲さねばならないのである」と云ひ、又「社會的秩序の自然法は人類の生存々續及便宜の爲めに必要なる財貨の恒常的生產の物理法である、此の法に依りて自然の作用と人間の働きの秩序を定めることが出來、人間の働きは自然と協力して其の要する財貨を生產することが出來るのであるが、この法を設定することは固より人間の力の及ばない所である、凡て此裝置は物理的組織であつて、是れは社會を形成する人類の從はざる可らざる物理的秩序である、而して人類は其の理智と結社とに依つて、

此の自然法を遵守すればそれで自己に必要なる財貨を充分に得ることが出來るのである」と云つて、總て是等の事は支那に於ける政治經濟上の根本主義であると云ふの主意を盛に提唱して、世界のあらゆる國々は皆支那を模範として、之を學ばざる可らざることを主張して居るのである。然らばケネーの自然法の觀念は之を支那の社會制度に得たりと云ふも、强ち附會の言にあらざるべし。

自然法の觀念は固より支那の特產物にあらず、歐洲に於ける自然法の思想はメートランド教授の云へる如く、羅馬の Jus Gentum（人類法と譯すべし、昔は此の語も Jus naturae も共に性法と譯したることあり）に歸因するものなりとの說は或は眞に近かるべきも、ケネーの思想の根據はそれにはあらずして、支那なることは殆んど明白であつて而かも其の基づく所は同國の經書、就中書經に依つて感化されたること最も多きに居るものゝ如し、ケネーは彼自ら云へる如くヅ、ハルド（Du Halde, Description de l'empire de la Chine. 1735.）を始め其他の人々の著書に付きて支那の制度を研究じたのであつて、固より自身に四書や五經を讀みたるものにあらず、彼は「支那の專制主義」の第二章（支那帝國の根本法）第一節（自然法）に於て「支那人の崇拜する第一の目的物は至高の存在である、彼等は之を以て萬物の主宰として居るのであるが、之を名づけて上帝と云ふ、彼等が稱して天と云ふも同じものである、支那の註釋家の言に依れば、天とは大空を支配する精靈であつて、支那人は此の大空を目して、造物者の最も完全なる製作物として居るのである、大空の有樣は自然の秩序に注目するものをして、其の美觀と壯嚴とに對し、常に崇拜の念を起さしむるのである、造物者の不易の法が最も明かに顯はるゝものは此の大空である」と述べ、更らに進んで、總ての經書中、書經と稱するものは、天はあらゆる事物の創造者である、あらゆる人類の父であると云つて居る、天は萬能なる獨立存在にして、人心の祕奧をも知つて居るのである、宇宙を支配するは天にして、總て此の世の出來事を豫知し、自分の思ひの儘に之を左右し決定することも出來得るのである、天は萬能なると同じく至聖にして仁慈である、公平である、人、天に親まんとすれば德行に依るの外ないのである、天は茅屋に住む貧民に對しても、玉座に在る帝王に向つても、全く一視同仁である、如何なる帝王にても天命に逆へばその帝位は顚覆せられて、天罰を逭るゝことは出來ないであらう、天災は天の警告である、天の怒を畏れ天の憐を乞は

んとすれば、人其の心を改め、其の惡を悛むるの外なしと敎へて居る」と云つて支那の經書が物理的秩序と道德的秩序の合致したる自然法を說けることを非常に稱贊して其の治敎の完全なることに感服し居るの意を表して居るのである。

さて支那に於ける自然法の觀念は廣く一般に人心に浸染して居つて、彼等は之を稱して彝倫と云つて居る、洪範に周の武王が箕子に向て天下を治るの道を問はれし時の言に我不レ知二其彝倫攸一叙と云はれたる彝倫の二字は、ケネーが所謂る自然の秩序と云ふ意味である、彝倫と云ふと普通には單に人間の倫理のことゝ解するものあるべけれども、洪範にある彝倫はそんな狹い意味ではなく、天地人萬事萬物に具りたる自然の道を云ふのであつて、天に就ては天道天紀などゝ云ひ、人に就ては人道人紀など云ふ、皆此の彝倫のことである、左れば陰陽風雨其の時を違へば彝倫紊るゝと云ひ、五倫五常其の常を失へば又彝倫壞るゝと云ふのである、大叙二有典一の典、順二帝之則一の則は皆天の法則即ち自然法のことであつて、有レ物有レ則民之秉彝と云ふも亦自然法の存在を認めたる言である。歐洲に於ても自然法（Jus Naturae）は法學者の云ふ純乎たる法の意味にあらず、神意とか道理とか將又正義とか云ふ樣な道德的の意味を混同して居るのであるが（メートランド論文集第一卷二五頁參照）支那に於ては尙一層法と道德との區別を明かにせず、政治、法律、道德を一つのものとして考へたのみならず、天地人一切の物理的秩序すらも包含する總ての紀律を彝倫の名稱の下に概括總稱し、ケネーの云へる如く道德的秩序の破壞は必然的に物理的秩序の破壞を意味し、物理的秩序の違反は是れ亦必然的に道德的秩序の紊亂を意味するものと思惟し、隨つて天人感應の說などを信用して居つたのであつて、例へば漢の宣帝の時の宰相丙吉が牛喘を問ふて、天時の變を知り、宰相の職は陰陽を燮理するにありと云ひ、宋の邵堯夫が天津橋上に杜鵑の聲を聞いて、天下の變を豫言したなどゝ云ふことは全くそれであつて、天候の變が人事の變を示したと云ふは矢張道德的秩序の紊亂が物理的秩序の破壞に依つて現はさるゝと云ふことであつて、自然法の怠慢を證せるものと考へたのである。

東洋流儀の憂國家又は慷慨家など稱する者が常に口にする所の、天罰を施すとか、天誅を加ふるなどゝ云ふことも、亦同じく自然法を遵奉すると云ふことを意味するのであつて、是が孟子に於ては湯武放伐論となり、ケネーに於ては佛蘭西革命

の理想となつたのである、孟子の意は一國の君主たるものは仁義の道を盡くすが故に君主として仰かるゝのである、今凶暴淫虐にして、天理を滅し人道を傷るものは、之を殘賊と云ふ、殘賊の者には天命去つて人心離る、之を稱して一匹夫と云ふ、一匹夫たる紂を誅罰するに於て何の不可なる所あらんと言ふのであるが、湯の夏桀に於けるも、亦同一論法に於て之を是認したのである。湯の言に夏氏有レ罪、予畏二上帝一、不二敢不一レ正と云ひ、又我后不レ恤二我衆一、舍二我穡事一而割正すと云ひ(湯誓)夏の桀王は暴虐にして天命に戾り、農事を怠り農民を苦めて割剝の政(農民を搾取する政治)を行ふが故に天之罰を致して(湯の言)之を誅代すると云ふのであるが、この說を孟子は是認して、帝王であれ、君主であれ、天理に戾り人道に背きて、民庶を殘賊する者は、臣民と雖も之を放伐するの權利ありと主張するのである。是れが佛國大革命の前後に於て、政治哲學者の間に盛に行はれたる Right of Tyrannicide の說の起りたる所以にして、此の暴說の出現は自然權(droit naturel)に自然法(lois naturelles)の必然的の結論であつて、湯誓に有夏多レ罪、天命殛レ之と云ひ、輔二予一人一致二天之罰一と云ひ、又泰誓に商罪貫盈、天命誅レ之と云ひ、以二爾有衆一底二天之罰一と云ふが如きは、正さに同じことを意味するのである。佛國大革命の當時其の下手者等はケネー一派の人々を以て、專制制度の鼓吹者となし、名を同派に列したる學者の中には彼等の爲めに排斥せられ誅戮せられたるもの少なからざりしも、其の實この革命はフイズイオクラートの學說の大部分を實行したのである、革命直後の政治哲學者として著明なるド、トクヴィル(De Tocqueville)は其の著 L'Ancien Régime et la Revolution に於てこう云つて居る、

フイズイオクラートは其の當時に於ける他の哲學者ほど著名でなくして、恐らくは其の革命に貢獻したことも直接には哲學者に及ばなかつたであらう、然しながら革命が永久的に致命傷を與へた總ての制度はフイズイオクラートが前以て特に熱心に攻擊しつゝあつた制度であつて、革命の生產物として認めらるべき總ての制度はフイズイオクラートが既に豫め大に奬贊しつゝあつた制度に過ぎないのである。其の實を云へば革命の實行したる制度の中、只だの一つもフイズイオクラートの著作中に其の萠芽を發見し得られざるものはなく、革命の最も重要なる實質の總ては彼等の著作の中に悉く包容せられて、其の主張に洩るゝ所なしと云ふも過言にあらざるべし、彼等の著作は民主的＝革命的の精神に溢れ、あらゆ

る特權を嫌惡し、あらゆる階級的差別を攻擊し、奴隷卑屈の中心に權利の平等を回復せんと主張したのである、夫れ故に革命の眞の意義を明にせんとすれば先づ彼等の著作を研究するに若かず云々（第二篇第十五章）

ド・トクヴィルは尙ほ進んでケネーの思想は專制主義なれどもそれは單純なる專制主義にあらずして、Democratic Despotism を主張するものであると云ふことを說き、斯る特種の思想は中世紀にも全然知られざるものなりしかば、ケネーは其の理想の模型を亞細亞の深處に求めて遂に野蠻愚鈍なる支那の政府を世界國民の矜式すべき完全なる模範政府としたのであると云つて居る、ド・トクヴィルは支那の歷史の研究甚だ淺くして、三代王制の何物たるやを知らず、一概に野蠻愚鈍などゝ評し居るも、ケネーの崇拜する支那は書經其他の經典に現はるゝ聖王時代の支那であつて、十七八世紀頃の墮落した支那を模範とせよと云ふのではなかつたのであるが、それは兎も角もケネーの根本思想たる自然法の觀念が歐洲の歷史上に一新紀元を劃したる佛國大革命に多大の貢獻を爲したることは明かであつて、而かも其事が歐洲の學者の大多數が揣摩臆測したるが如く、希臘、羅馬の思想に淵源したるにあらず、又グロチュウス、プフェンドルフ及ロックなどの說に基づきたるものにあらずして、全く支那太古の王制を理想とし、殆んど無條件に長短共に受け容れたるものが、自由派經濟學と佛國大革命の根本思想を構成するに至つたのである。

(2) 敎育と放任主義

ケネーは自然法の遵守を重大視し、此の法の働きを妨げざるは勿論のこと、之を補ひ之を助くるのが、人間の義務であるとし、宛も支那人の亮二天功一と云ふことが、彼の最も重きを置いた要點である。然るに此の自然法を遵守するには、先づ第一に、此の法の性質と作用とを、一々實際に當つて知らざる可らざるのであつて、之を知るには敎育を盛にするより外に途はなく、敎育を盛にして自然法の智識を普及せしむれば、それで宜いのである。自然法が明かになつて、他より之を妨ぐるものなければ、國家の基礎たる農業はそれで榮へ、天下の太平はそれで得らるゝと云ふのである。畢竟フィズイオクラートの放任主義なるものは、自然法を遵守するが爲めの徑路を現はしたものに外ならないのである。人間の通つて行くべき途筋を明かに示して置けば、その外には何等の干涉も保護も必要ないと云ふのである。故に

彼の見る所では國家第一の先務は人民に此の自然法を敎ふること、即ち敎育を普及せしむるの一點にありとするのである。

ケネーは其の自然權論の第五章に於て實定法が自然法に對する關係に論及して、

實定法の要諦は社會を形成する人類にとりて、明に且つ最も有利なる秩序を構成する自然法を明示宣言するに在り……一國の平和と繁榮とを永遠に保全し得るものは、此の至上なる自然法を認識すること、愈〻深ければ深い程、國內に自然秩序が行はるゝこと盛なるべく、隨つてそれだけ又實定法に基づく秩序も亦常道を逸しないであらう、斯くの如き國に在つては誰れも不合理なる法律を提案することもなからう、何となれば主權者も人民も即座に其の不合理を發見することが出來るからである。

社會の根本は人類の生存と之を保護する實力を維持するに必要なるだけの富である、故に一國の領土の富の年々定まつた產出及分配の秩序に反したる實定法を制定するが如きことあるは、全く無智が其の原因となつて居るのである。

若し理性の一片だもありて政府にその光明を投ずるあらば、社會の爲め又主權者の爲めに有害なる實定法は總て消滅するであらう。

此に理性と云ふは自然法を識る爲めに働かされ、擴大され、完成せられたる理性を云ふのである。何となれば唯た單に理性と云ふだけでは人間の特有物とは言はれずして、動物にも存するが故である、人間の理性と云ふは其の根本に於て人類が自己にとりて必要なる智識を得、此の智識によりて自己の存在に缺く可らざる物理的善福及道德的善福を得ることの出來る人間の能力亶性を云ふに過ぎないのである。此の理性の魂に於けるは宛も眼の身體に於けるが如し、眼なくしては人類は光の恩惠に浴すること能はず、光の恩惠なくしては何物をも見ることは出來ないであらう、故に人類が行動するに當りては單に理性のみでは不充分であつて、その理性に依りて必要なるだけの智識を獲得し、又理性によりて此の智識を自ら人間らしく行動する爲めに、又は自己にとりて必要なる幸福を得る爲めに之を用ひねばならないのである。

無智は社會を形成せざる動物的人類の原始的狀態である、社會にあつては無智

は人類の此上もなき悲しむべき弱點である、無智は罪惡である、何となれば人類は智性を賦與せられて居るが故に動物の階級よりは一層高級に自己を高めなければならない義務あればなり、又無智は社會にあつては尋常の罪惡でなく、殊に絕大なる犯罪であるとさへ言ひ得らるゝのである、何となれば大抵人類の不幸は此の此無智が原因であつて、自然の造物主、永遠の光明、至高の理性、及あらゆる善の第一原因を冒瀆阻害するものは、畢竟皆此の無智に歸因することなればなり云々

以上の意見がケネーの敎育に重きを置き國家の最大義務として之に從事せざる可らざることを高調する所以である、ケネー同門の人々は皆之に倣つて敎育の必要を說き同派中稍や毛色の異なりたるチュルゴーすらも國民敎育の點には特に重きを置いたことは其の傳記の明證する所である。（Léon Say. *Turgot* 英譯一〇五頁參照）

ケネーが敎育を重大視する思想の淵源は矢張支那古代の制度を景慕するに基きたるものである、彼は「支那の專制政治」の所々に於て明かに此の事を聲言し「國家政府の第一の政治的設備は此の學問を敎ふべき學校の設備に外ならないであらう、然るに總ての國家は國家政府の基礎たるべき此の設備の必要なる所以を知らず、世界に於て唯た支那のみ此の設備を見るのである」と云ひ（第八章第四節）又「人類に自然權ありと云ふは人類をして獸類と異らしむる理性の存するが爲めである、かるが故に繁榮にして持續的なる政府の行政上、最高第一の目的は支那帝國に於けるが如くに社會の根本たるべき自然法の深遠なる研究と、不斷なる普通敎育とにあらねばならぬ」と云ひ（同上第十節）又「無智は政治の最も恐るべき誤謬と國民滅亡、國家解體の最大原因である、幸に支那帝國は文敎を司る大臣が國民の最上位に在りて、國民の理智を開發して、政治をして社會構成の根本たる不易の自然法に順從せしむるに務むるが故に此事なきを得て居るのである」と云ふ（同上第二十四節）が如きを見れば、敎育を重大視する彼の意見の基く所は、支那の制度を模範とし理想としたるものなること亦疑を容るゝの餘地なきが如し。

支那太古の制は敎養と云つて人民の生活と敎育とには最大の注意を拂つたものである、今茲に敎育が太古支那の政治上に如何に重大の地位を占めて居つたか

の實例は、周官の制を一見すれば直ちに分るのである、山縣禎の民政要編に曰く

教養の二つは民政の大端にて、民を治むる者の心を盡さすんばあるべからざる所なり、故に司徒六卿の諸職に於て專ら民を教ることを言ふ、大司徒の職に施二十有二教一とあり、縣二教象之法於象魏一とあり、施二教法於邦國都鄙一とあり、以二鄉三物一教二萬民一とあり、以二五禮一教レ中、以二六樂一教レ和とあり、小司徒の職に建二邦之教法一とあり、鄉帥鄉大夫州長黨正の職、皆掌レ教ことを云、鄉大夫の職に攷二其德行一察二其道藝一とあり、又三年大比攷二其德行道藝一而興二賢者能者一とあり、州長黨正族師等の職皆時々讀レ法書二德行道藝孝弟睦婣者一ことを載す、皆民を教るの政にして、民をして人たる道を知て是を行ひ、不義無道の事なからしむるは、即ちこれ人君の仁政にて、國家治平の根本なり（日本經濟叢書卷二十九の一八二―三頁）

原來支那に於ては教養と二つに分けて之を重大の政務とするも、教と養とは、直接に關係を有するものであつて、教が屆かざれば養を全ふすることは出來ないのである、富まして後に之を教ふるのが、聖人の主意なれども、富ますにも亦教が必要であつたのである、故に田有レ井、黨有レ庠、遂有レ序、家有レ塾、新穀既入、子弟始入レ塾、距二冬至一四十五日而去、聚則行二鄉飲一、正二齒位一、讀二教法一、散則從二事於耕一、故天下無二不學之農一と云ひ（農桑通訣、孝弟力田篇、農政全書に引用す）又孟子謂、后稷教二民稼穡一、樹二藝五穀一、謂二之教民一、意者不レ止レ教以二耕耘播種一而已也、其亦因二九州之別、土性之異一、視二其土宜一而教レ之歟（同上地利篇）と云つて、田畯をして精しく稼穡の方を教へて地方を盡さしむるのである、稼穡の方を知らざれば生產を多くすること能はず、生產を多くすること能はざれば、生養の道が缺けるのである。乃ち教は以て生活を裕にする所以であつて、支那の聖訓に於ては啻だ人に仁義五常の道を教ふるのみならず、ケネーが謂はゆる物理的秩序を教へて、生財の道を知らしむるのも亦政治の根本の一つであつたのである。

支那に於て教育（王制には教學と云ふ）を主とすると云ふは、自然の秩序を知らしめ、自然法の作用を妨げない樣に教ふることであつて、之を人心に付て云へば、致知格物の事であり、之を事物に付て云へば、天功を亮くとか、化育を贊するとか云ふことである。人間の行爲が自然法の儘に合致する樣に教ふるのが、ケネーの教の根本主義であるが、支那の教も亦矢張その通りである。ケネーは前にも云つた如く、

支那を以て世界唯一の模範國となし、自分の思想は支那の制度に依つて得たるものであると、顯はに言明せざれども、彼が其の著作の所々に記述する所の語氣に依つて、之を斷定すれば、其の敎育を重大視する思想の根本は、支那に得たるものなることは明白である。但しこれは敎育の一點のみならず、彼の思想の他の部分に於ても同樣に當嵌ることではあるが、ケネーは支那の事情を研究するに於て專らジ・ハルド等の手を經て、支那の古代に於ける經書の飜譯を讀み、それが昔しの聖王の時代の事であつて、ケネー當時の支那は全くそんな立派の善政が行はれて居なかつたことには氣が付かなかつたのである。尤もその時代の支那は宛も文學の奬勵を以て著名なる乾隆帝の盛時なりしかば、敎育の事即ち文政に於ては、古今を通じて、三代の王制の如き良政美風が行はれたるものと思はしめたる事情なきにあらざりしも、ケネーは此の點に於ては、聊か時代錯誤に陷り居たる憾なきにあらず、併しそれは兎に角、彼の敎育を重大視したることが支那思想の勢力に影響されたる結果であると云ふことは、無難に肯定し得らるゝであらう。

ケネー等は自然の秩序を一般に敎へ知らしむるを以て、政治の能事となし、人間社會のあらゆる害惡は皆此の無智、即ち自然法を知らざるに淵源するものと認めたるが故に、其の必然的の歸極は、一種の自由放任主義を主張するに至つたのである。

フィズイオクラートの自由放任主義は Laissez-faire. Laissez-Passer の標語に依つて特に著名となつて、普く人の知る所なるも、其の實此の主義は從來の學者がケネー一派の特徵として高調したる程、絕對的の意義を有するものにあらず、事實としては彼はマーカンティリストの干涉政策を攻擊し、農業及商業等に關する一切の保護束縛を有害として、之を排斥することに勉めたるは、固より云ふ迄もなきことなれども、彼が此點に關する意見は宛も支那の無爲論と同じく、何でも彼でも放任するを是なりとするが如きフェイタリズム (fatalism) を主張したるにあらず、ケネーの意は謂へらく、世上多くの人々は概ね皆其の自由を誤用して自然法に反する行爲を敢てするのである、例へば一國の政府などにあつても無智不聰明の結果、無用無益の干涉を試みて、我儘勝手の政治を爲さんとするのであるが、そは悉く自然法の作用を阻害するに過ぎざれば、斯くの如きは斷然之を廢止して、自然のまゝの正道に返

へらしむべしと云ふに外ならないのである。故に他の方面より之を觀察すれば彼の意見は自然法の阻害となるべき一切の事柄を除去するが如き消極的の干涉は勿論のこと、此の法の作用を裨補して、其の光明を發揮するに足るべき積極的の干涉を行ふことは寧ろ之を是認するのである。例へば稼穡を奬勵し、農事の怠慢を防遏するの處置を取るが如きに於ては家長的の干涉をも辭しなかつたのみならず、却つて大に其の必要を主張したのである。然れどもケネーは農業に付いては相成るべく自然放任を是認し、農民にして其の業務に勤勉なる限りは全然非干涉主義を執つて彼是いらわざることを可なりとせるも、敎育の事に至つては、良し其の結果は銘々自己の爲めに利益であつても直接眼前に效果の顯はるゝものにあらず、隨て人々多く之を怠るの傾向なきにあらざれば、國家は勉めて之を人民に强いねばならないと云つて居る位である。故にフィズィオクラートの自由放任論は或る人々の評したる如く頗ぶる不徹底の說であつて、後來放任主義の宣傳者として有名なりしバシア（Bastiat）が曾て「國家は善政を施す時でさへ、害惡を爲すものである」と云へりし程絕對的の放任主義でなかつたことは明である。之を要するにケネーの放任論は言葉それ自體が矛盾を免がれないようであるが、是れは正しく家長的非干涉主義とでも評すべくして、支那傳來の無爲說と殆んど其の歸を一にして居るようである。

太古支那に於ける聖王の治敎は無爲にして化し、垂拱して治ると云ふことを理想としたのである。故に孔子は無爲而治者其舜也與と云つて居るが、孔子の師、老子は法令滋彰、盜賊多有、敎之逆者也、我無爲而民自化、我無欲而民自朴、化之順者也と云ひ、莊子は聖人者原天地美而達萬物之理、是故至人無爲觀於天地と云ひ、劉安は無爲々之而合於道、無爲言之而通乎德と云ひ、又聖人內修其本而不外飾其末、保其精神偃其智、故漠然無爲而無不爲也、澹然無治而無不治也と云ひ、陸賈は夫道莫大於無爲、行莫大于謹敬、昔虞舜治天下、彈五絃之琴、歌南風之詩、宛若無治國之意、漠若無憂民之心、然天下治と云ひ、又君子之爲治也、塊然若無事、寂然若無聲、官府若無吏、亭落若無民と云ひ、王通は至治之代、五典潛、五禮措、五服不章、人知飲食、不知蓋藏、人知群居、不知愛敬、上如標枝、下如野鹿、何哉、蓋上無爲、下自足也と云ふが如きは、皆是れ無爲を以て聖人の道となし、至治太平の極は、事を省きて自然法の

作用に一任すべきことを云つたのである。ケネーの意見は正さしくこれであつて、支那の聖王の治敎を其の儘に學ばんとしたるに外ならず。佛國の太子曾てケネーに向つて、王位の大任なるべきことを話したるに、ケネー之に答へて一國の帝王たるほど易き職務はあるまじと云ひしかば太子は更らに問返へして「汝若し國王たらば何事をするか」とありしとき、ケネーは直ちに答へて Nothing（無爲）と叫びたりとの事であるが（ヒッグスのフィズィオクラート四五頁）同派の人々は皆斯くの如き、放任論を主張し、一國の立法機關が爲し得る最も必要の仕事は無用の法を撤廢するにあり。と認めて居つたのである（Gide-Rist. Economic doctrines（英譯 p. 33）是は耶律楚材が興二一事一不レ若レ除二一害一矣と云ひし思想と全然同じ事であつて、支那を四書や五經で研究したるケネー等が一方に於て家長的の專制主義を贊美しつゝ、他の一方に於て自由放任主義を高調したるは固より怪しむに足らないのである。

(3) 農學と重農主義

農學の研究がケネーを自然法の觀念に誘きたるか、自然法の觀念が彼をして農學の研究に興味を深からしめたるか、其の何れが主たり何れが客たるかは、今之を、識別するの資料なきも、何れにしても、此の二つの事は最も密接の關係を有するものであつて、農學に從事すれば自ら自然法の觀念を起し、自然法を信認すれば、自ら農學の興味を起すべきは明かであらう、故にケネーが自然法に最も重きを置くの學者として農學を人世最要の學問となし、農業を社會最重の職業となしたるは決して偶然の事ではあるまい、Gustav Cohn は其の著 System der nationalökonomie に於てフィズィオクラートが農業を偏重するのは國民の大多數が農業に從事し、而かも其之に從事するものは勞働階級に屬するが故なりと云つて居るが（一八八五年版第一卷第三篇參照）是は慧眼なるコーンに不似合なる臆說であつて、フィズィオクラートの重農思想の基く所はそんな淺薄不合理なる事由にあらざることは余の辨を待たざる所である。

ケネーは農民の子であつて（彼の生れに付きては種々の異說あり McCulloch の Treatises and Essays p. 495 を見るべし、高橋誠一郎氏の經濟學史研究及 Monroe の Early Economic thought には法律家の子とせり）農家に生長したれば其の本職の醫者であつたに拘はらず、平生農學に就て多大の興味を有し、其の佛國王の宮中にあるや同僚

彼を目するに農學狂を以てしたるが如き事實より之を推測すれば、彼は支那の研究に從事する以前に於て既に農學の趣味を有して居つたように思はれ、現に彼が一七五六年乃至七年に L'Encyclopédie に掲げたる農民論(Fermiers)及穀物論(Grains)などには支那思想が入込んで居るとは認められざれば、彼は豫て農學を研究しつゝ偶まヅ、ハルドの支那歷史などを讀み、同國の制度の完備したることを知り、且つ其の制度が自分の意向に投じて深く感じたる結果が、後年に於ける彼の經濟學說となつて現はれたるものにあらざるかと思はる。傳記者の言ふ所に依れば、ケネーがカンチロン(R. Cantilon)の商業論を讀んで經濟學の研究を始めたるは、六十三歲の時なりと云へり、左すれば彼の經濟學說は穀物論を公にしたる年、若くは其の翌年頃より始めたるものにして、彼がヅ、ハルドの支那歷史を讀みたるも、亦其の頃であらう、果して斯くの如しとすれば、ケネーは平生農學に熱心なる所に支那が特に農業を重ずる國風なることを知り、益々研究を重ねて、遂に一種の重農學說を思付きたものなるべしと推定するも强ち牽强附會にあらざるべし、マカラックがスミスの富國論の序論に於て、ケネーの重農論に關し、一六七七年に出版されたる羊毛の輸出制限に就ての理由」と題する小冊子の著者及一六九六年に出版されたる Asgill の著書(Several assertions Proved)等に於てケネーと略々同じ樣なる思想が述べられて居るも、彼が是等の著書を讀んで居つた明證もなければ、彼の意見は矢張り創始的の新說であつたと云はねばなるまいと云つて居るも(マカロック版富國論の序論四十二頁)其の實マカロックも、亦ケネーと支那思想との關係が斯くの如く密接なりし所以を知らなかつた爲めに、この批評を下したのであらう。ケネーの全集がマカロックの生前に出版され居たらんには彼は恐らくは Merit of Originality などの評語を與ふるに於て更らに一考するの機會を得たりしならん。

農業を重じ農學を研究する者が、自然法の觀念を生じ、自然の秩序を信ずるの傾向あるは、當然のことにして、農業を以て立國の本とする太古の國民に於ては、概ね皆物理的法則と道德的法則とを混同し、自然法の觀念の下に合致して、天道人事の軌範となして居つたのである。故に農業を主とする國民は自ら迷信的に天を信仰するが如く思はるゝも、是れ亦止むことを得ざる必然の結果である、何となれば農業其の物は常に天時天候に依賴するものであつて、如何なる人力を以てするも、

天道に反し、天理に背きて、成功することゝ能はざるが故である。尙書の堯典に欽若昊天、曆象日月星辰、敬授人時云々とあるが如く農功はきちんと自然の秩序で定まつて居るのであるから、聖人推日星定四時、分節候而示民以則と云ひ（農政全書）又養之係於人、而成之係於天也……陰晴燥溼、是豈人力可致哉（同書）と云ふのであつて、全く物理的法則に違反して農事は遂げられないと云ふことを示したのである。

然るに支那の如く農業を重ずる國に於ては政の根本は農業であつて、社會が總て農業本位で出來て居ることなれば、何事に依らず、一切の事が、皆農業に伴ふ自然法の觀念に支配せられ、何でも彼でも天々と云つて、只管天に信賴するの傾向を生ずるに至つたのである。即ち自然法の觀念は農業に依つて起り、農業は又自然法の信用に依つて奬勵せらるゝに至つたものではあるまいかと考へらるゝのである、故にケネーは「自然法は政府の公私（civil et politique）の制度が設定せらるゝ以前に存在して居るのである、此の自然法は國民の定めたるものにあらず、又之を統治する君主の定めたるものにもあらず、農事の成功を保障する根本の法にして、農業は人類の欲望を充足し、且つ其の安全の爲めに必要なる力を構成すべき富の源である」云々（支那の專制政治第八章十六節）と云つて居るのである。

農業を重ずるの風は必ずしも支那に限りたるにあらず、太古我が瑞穗の國は云はずもがな、波斯國に於ては國王は毎年 chorrem-ruz と稱せらるゝ月の第八日（プリーストレーの歷史講義三九五頁には或る月の八日間とせり、恐らくは誤ならん）には其の國王たる威嚴を廢止して、農民と共に農間に出てゝ會食するの禮あり（モンテスキュウ Sprit of Laws 英譯第一卷二六二頁）又印度に於ても埃及に於ても、皆大に農業を尊重したることは歷史上に疑ひなき事實なるも（アダム、スミス富國論第四編第九章に詳記せり）支那が特に此の點に於て最も著るしき事例を示し、ケネー當時に學者の注意を喚起したることは明かであつて、其の事はモンテスキュウを始め其他の人々が、盛に之を紹介し、所謂る藉田の禮（毎年孟春の月の元辰を擇び、天子親しく車に耒耜を載せ、公卿諸侯大夫を率ひて躬ら藉田千畝を耕すの禮を云ふ、詳しきことは杜氏通典卷四十六の藉田の部を見るべし）の如きは支那の美風であると云つて、頻りに之を賞讃して居るのであるが、ケネーは殊更らに此の美風を羨慕し、

支那の皇帝が親ら耒耜を執つて耕作の怠る可らざることを一般國民に示さるゝが如きは、此の上もなき盛事であるとして稱揚して居ることは「支那の專制政治」の所々に云つて居る通りのことである。然らば彼の重農主義の根本思想は幾分か其の素養に依るべきことは勿論なるも、或は之をマーカンティリズの反動に出でたるものなりと云ひ（T. Twiss の說）或はジョン、ロウのシステムが失敗に歸したる結果なりと云ひ（J-A Blanqui）或は商業を以て富の唯一の源泉とする舊說を打破せんが爲めに、他の極端なる重農主義に陷つたものであると云ひ（Lauderdale）又或は土地を以て富の唯一の源泉とするケネーの根本思想はカンチロンの商業論の首章より得たるものなりと云ふ（Eugene Daire）が如きは皆是れ何等の確證もなき臆測であつて、事實は矢張自然法の觀念其他の根本思想と同じく、支那先王の制度及其の學說に影響されて、重農主義の極端に趨りたるものに外ならざるべしと信ず、歐洲の學者はケネーが明かに支那の制度の完備せることを紹介し、世界文明國の模範とすべしと云つて居るに拘はらず、概ね皆之を度外視して耳を傾くる者なかりしは、同國に往來する外交家旅行者及商人等が、其の當時に於ける社會狀態の腐敗墮落せる有樣を報告し、支那は領土が廣いのと、人口が多いのとは世界第一なるも、百般の制度皆壞敗して、埒もなき野蠻國であると云ふことを一般に想像せしめ、モンテスキュウの如き著名の大學者ですら、一方に於ては支那の美風を稱揚しつゝ、他の一方に於ては大に疑念を挾み、宣敎師等の中には支那の制度に一點の瑕瑾もないように吹聽する者あるも彼國に渡航したる商人の說を聞けば、倫理も紀律もなき野蠻國であるなどゝ云つて（日本譯萬法精理卷之八「支那帝國を論す」の章參照）疑つて居つたのであるから、他の學者殊に英獨の學者などは支那にケネー一派の人々が羨望して居る樣な立派の制度が事實あつたことゝも思はざれば又同國の學者中に希臘羅馬の哲學者以上の者があつたなどゝ云ふことは夢想だも及ばなかつたのである、夫れ故ケネーの根本思想が支那に淵源すると云ふことは全く氣付かざりしにあらざるも餘り熱心に且つ眞面目に、研究して見るものもなかつたのであらう、James Legge の Chinese Classics の發行以來既に六七十年の星霜を閱して居るのであるから、歐米の經濟學者にして、支那の古典に注目する者ありしならんには、ケネーの根本思想の由來を明にするに於て、思ひ半ばに過ぐるものありしならん。

(4) フィズィオクラート對支那に關する雜說

フィズオィクラート就中其の首領たるケネーの根本思想が支那に淵源するものではあるまいかと想像せしむべき雜說を列擧して見れば大略左の如し

(一)既に本論中に引證したる如くケネーの著作中に支那專制政治論と題する大論文あり、オンケン編纂の全集中に收容す、全集本五六二頁より六六〇頁に至る、其の中に支那の社會組織から政體の事など詳論して、非常に之を稱揚し、且支那には易經書經大學論語孟子など云へる立派の書籍あつて、人間の智惠の寶庫であると褒め、又其の外全集の他の論文中にも、所々に支那の事を引證して、景慕の意を表せり。

(二)ミラボー侯(フィズィオクラットの錚々たる者)及ボードゥはケネーを以て常に歐羅巴の孔夫子と稱し居たること、松崎藏之助氏の經濟大觀(Tablan Oeconomique の飜譯)八五頁にあり、此の書は誤譯多くして、信賴するに足らざるも、歐羅巴の孔夫子云々の事實はブランキ學史及ヒックスの「フィズィオクラット」其他の著書に見ゆ。

(三)經濟表の中には古き支那の文字と同一なる精確の術語に依つて現はさるゝ定式語あり」。フィズィオクラットの一人アッベー、ボードゥ(Abbé Baudeau)は同學派は支那の專斷論法の多くを有すと云へり。(ジード、リスト學史三頁)

(四)最上權を行使する支那獨裁君主の意思は人間の意思にあらずして、自然の聲即ち神の意思である、支那國民は其の哲學中に此の最上の眞理を抱持して居る世界唯一の國民である。(Baudu. Philosophie Economique. p. 798)

(五)彼等(フィズィオクラート)は自分の理想(民主的專制主義)の模型を手近に發見し得ざりしより、遠く亞細亞の奥に之を求めたのである。余はフィズオクラート派の一人もが、其の著作に於て支那を讃美しなかつたものはなかつたと無難に明言し得ると信ず、(Tocqueville. L'Ancien Regime リーヴ英譯一九九頁、ボンナー米譯一九八頁)

(六)リオン、セーのチェルゴー傳に依れば彼は一七六一年八月八日 Limoges の租稅監督官に任せられた時、友人のボルテールに宛て、余は此度リモージウへ赴任することゝなつたが、實は Grenoble の方を期望して居つたのである、其の譯はグルノーブルへ行けば孔夫子の廟に程近くして、彼の學說の研究旁々屢々參拜の便あるが故なり」と云つて居る。(Say *Turgot* 英譯七一頁)又彼の有名なる Reflections は支那の

二青年の爲めに執筆したるものなることは、世人周知の事實であらう。

(七)支那の如き家長的君主國の君主は農民階級と其の利害を同ふする故にフィズイオクラートはその理由に依つて支那のそれの如き一種の家長的君主政治を偏重したのである(Bonar. Philosophy and Political Economy. p. 141)

(八)支那の農業に關し、或る著作家が狂妄なる記事を傳へたるが爲め、ケネーは之に欺瞞せられて遂に支那政府を取つて自分等の理想の模型と爲さんとする迄に逆上したのである(Higgs The Physiocrats. p. 10.))

以上はフィズイオクラート派の支那に緣故ある事實若くは話說の一端を例示したに過ぎないのであるが、尙此の外本論に記述論評したる問題以外の事柄にして、ケネー等の所說と支那思想とを比較對照して見れば、殆んど皆吻合して、結局一つに歸するもの丶樣である、例へばケネーの十一稅及單稅は支那の貢法である、ケネーの恩惠的專制主義は支那の王制の仁政である、ケネーの個人的共存思想は支那の孝を本として忠を本とせず、又治國平天下の本は修身誠心にありと云ふの說である、ケネーの經濟說として、分配論に重きを置きたるは孔子が不レ患レ少而患レ不レ均と云ひ、逸周書に均分以利レ之則民安と云ふの說に異ならず、ケネーが輿論を高調して、デモクラチックの精神を鼓吹したるは、支那に於ては民之所レ欲天必從と云ひ、天視自レ我民視、天聽自レ我民聽、百姓有レ過、在レ予一人と云ふのと同じ事である。シャール、ジードは、フィズイオクラシーの支那思想と全然異なつて居る一つの點は、フィズイオクラートは純乎たる intertionalists であつたのであるが、支那人は反對に排他主義を執つて居つたのである、故に此の點はフィズイオクラートの模範たる支那思想と相容れざる所であると評して居るも、(Gide and Rist Economic doctrines p. 37) 余の見る所では、是はジードが支那を知らなかつた誤であつて、ケネー等が羨望したる王制時代の支那は、天が下即ち世界萬國、皆悉く自分の皇帝の領地內と考へて居つたのであるから、王化の及ばざる蠻夷荒服の邊陲はあつても、自他內外の區別を立て丶自國の外に對等の外國が存在してあつたとは、否存在し得らるゝものとは、夢想だもしなかつたのである。故に其の時代の支那人は internationalists でもなければ Non-internationalists でもなく、國際間の關係などあるべきものと思つて居なかつたことは、天下の二字が能くその意義を示して居るのである。ケネーと時代を同じくする乾隆帝と雖

も、恐らくは佛國を視て對等國とは思はずして、閩越荆蠻等と同じ位の邊境と想像し居たりしならん。周書の旅獒に嗚呼明王慎レ德、四夷咸賓、無レ有二遠邇一畢獻二方物一とあるは所謂る愼德懷遠の王道にして、平々蕩々內外無差別の大政策であつたのである。乃ち支那皇帝より之を見れば佛國を始め歐洲諸國などは、皆九夷八蠻の中であつて、懷遠の王澤に浴すべきものと見做されて居た譯である。故に各國對立の今日とは違つて中華の思想即ち支那大帝國の思想の下には、偏狹なる排外思想など云へる觀念は少しも成立たず、寰宇混同、唯た是れ王化に浴し太平に安することを期圖したのみの事である。果して然らんにはケネーの羨望する支那の王道は、彼の internationalism の思想と少しも矛盾せざるのみならず、却つて全然其の歸趣を同ふして居るのである、王化の及不及よりして、中華を內とし、蠻夷を外として、政治上其の取扱を異にすることは勿論之れありしも、其れは一國內に於ても貴賤の別を立て智愚賢不肖に對して、自ら特殊の待遇を免がれなかつたと同じ事で、此の點はケネーが無智を排斥し、賤民の政治を不可なりとしたる思想と更らに異ならないのである、ジードの意義に於ける狹隘なる nationalism の反響たる排外思想は、ケネーの矜式する王制時代の支那思想にあらざりしことは固より言を待たないのである。之を要するにケネーの學說の基礎を構成する根本思想は書經其他の經典に現はるゝ支那太古の王制及其の學說の旨趣に全然吻合して、違ふ所なしと云ふは決して不當の言にあらざるべしと思ふ。然るに今日近代的の意義に於ける經濟學は佛國若くは蘇格蘭に發祥したるものゝ如く認められ、肝腎なる本家本元の支那を閑却されて居るのは東洋人たる吾人の甚だ遺憾とする所である。